



日本私立中学高等学校連合会発行
東京都千代田区九段北四丁目二番二五号
(私学会館内) 郵便番号一〇二一〇七三
電話 〇三(三三六)二八二八・一六六五
購読料は一年で三千元(会費を含めて徴収)

www.chukoren.jp

8回 理事会
今後の私学振興のあり方
引き続き私学への影響を注視



4月16日の第8回常任理事会

本連合会は四月十六日、東京・私学会館で第八回常任理事会を開いた。政府の教育再生実行会議や与党・自由民主党の教育再生実行本部で教育改革論議が進む中で、この日は、今後の私学振興のあり方等について報告・協議を行った。会議の冒頭、吉田晋会長は、「教育委員会制度の見直しが報道されていた。改革は良いが、私立学校の所管はこれまで通り教育委員会とは別だということをはっきりさせていたが、引き続きいかなる語り、引き続き改革の動向を注視していく考えを強調した。」

十五年度の都道府県予算編成では、政権交代で国の予算編成が遅れたため、国の財源措置の確定を待たず見切り発車の形で編成した県があること、近年、経常費補助単価が増えていること、特に私立義務教育学校(小学校・中学校)に対する補助は大半の県で国の財源措置を下回る厳しい状況であることなどを説明した。また、各都道府県私学協会が都道府県に私学関係予算要求する際の参考資料用『私学協会等私学振興要望書集録』をこのほど刊行したことを報告した。その中には私立学校の無償化を求める要望も見られるが、それでは私学の独自性が損なわれる恐れがあるため、機会を捉えて私立学校の保護者に説明していきたいと語った。吉田会長も、「国の予算で財源措置を充実にしてもそれが県の助成に反映されていない。また、保護者の要望書では私立学校の無償化があるが、そのままでは問題が多いことを説明し保護者にも分かっていたら良かったと考えている」と語った。

留学したいと思っても、休学すれば、私立の場合、中学校をやめるか、不登校生と同じ扱いになってしまう」との報告が出され、制度の不備が指摘された。在外教育施設派遣教員に関しては、文科科学省から平成二十六年と二十七年の推薦依頼が各都道府県知事等にきており、同省も私立学校からの教員派遣を要請しているものの、現地に赴任した教員の補充には国の財政支援がななく学校法人の負担となる、との問題点も指摘された。政府の第二期教育振興基本計画に関しては、中教審の部会が四月十八日に答申案をまとめ、同二十五日には文科科学大臣に答申の予定で、その答申案には私立学校の振興も盛り込まれているが、私学の独自性が損なわれないように(具体的な計画づくりを注視)していくことを確認した。人事に関しては、茨城県私学協会の廣瀬和喜会長が退任、後任の会長に大窪範光・茨城中学高校長が就任したと、長崎県私立中学高等学校協会の安部直樹会長が退任し、後任の会長に小田信彦・青雲学園理事長が就任したことが報告された。廣瀬氏が担当していた本連合会の会計部会長・会計委員長には工藤誠一常任理事が就任することが提案され、了承された。日本私学教育研究所からは六月二十二日に英語教育の展開の仕方に関して専門的な研修会開催の予定や、研究所の創立五十周年記念式典を二月二日に開くこと、国際化教育の研修会ではシンカポールの教育事情を視察する計画などが報告された。このほか、平成二十五年から時限措置で実施される教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置は私立学校にとって良い制度で、積極的PRが必要との意見も聞かれた。

内容
理事会・評議員会合同会議……………2面
平成25年度事業計画(全文)……………4・5面
全審連が要望提出……………6面
日私教研だより……………8面

議院・評議会
同業
理事会
役員

例年にも 増して 国庫補助拡充に取り組み 事業計画等を決定

平成
25年度

本連合会は三月十一日、東京・市ヶ谷の私学会館で第百六十八回理事会・第百四十一回評議員会合同会議を開いた。この日の議題は、①平成二十四年度事業中間報告案②平成二十四年度中間決算案・同監査報告③平成二十四年度補正収支予算案④平成二十五年度事業計画案⑤平成二十五年度収支予算案等。

このうち平成二十四年度事業中間報告案に関しては、山崎中幸平・調査研究副部長が私学助成増額や税制改正を巡る活動、各種報告書の作成、中教審をはじめとする教育改革への対応、広報活動、ポランティア基金事業を中高連の活動に統合したことなどを報告、原案通り承認された。

平成二十四年度中間決算案に関しては、平成二十四年十二月末までの決算状況を福島康志事務局長が説明、山本与志春監事により適正に運営され、記載に誤りがない旨の監査報告があり、原案通り承認された。平成二十四年度補正収支予算案も原案通り承認された。後、平成二十五年度事業計画案の説明が福島事務局長から行われた。それによると、連

合会が目標としているものに大幅な修正はないものの、政権交代がされた中で、連合会としてどう行動するかということこそ事業計画案に盛り込まないと説明。具体的には、例年にも増して国庫補助金の拡充に取り組むこと、私立学校に対する耐震化支援を大きく

必要事項として実現を目指すこと、就学支援金の見直しでは私立高校の立場が良くなるよう運動していくこと、同時に都道府県私学協会との連携を強化し、積極的に各協会に資料や情報を提供、都道府県私学助成の拡充を支援していくことなどを挙げた。そのほかにも消費税の税率引き上げへの対応、教育改革や規制改革への対応、国際交流に関する調査研究、中高連のホームページの刷新などに取り組み計画を説明した。このうち耐震化に関連して大阪府から経常費助成をカットして耐震化の補助に回す動きがあることなどが報告されたが、吉田会長は、「私立学校振興助成法の目的を読み直してほしい。公私間格差は是正されていない。私学の経営が忘れ去られている。(耐震化補助は)外付けでやるべきだ」と語った。平成二十五年度事業計画案は原案通り承認された。平成二十五年度収支予算案に関しては、福島事務局長から、各都道府県の私学振興大会への財政支援強化、中高連のホームページ刷新の費用などを新たに盛り込んだことなどが説明され、承認された。その後、部会・委員会報告が行われ、各都道府県における私学振興大会の開催状況、一部の役員異動、今後の会議の開催予定などが報告された。



吉田会長
つす
あいさ
で
合同会議

山本与志春監事により適正に運営され、記載に誤りがない旨の監査報告があり、原案通り承認された。平成二十四年度補正収支予算案も原案通り承認された。後、平成二十五年度事業計画案の説明が福島事務局長から行われた。それによると、連合会が目標としている



第7回常任理事会

本連合会は、三月十一日、東京・市ヶ谷の私学会館で第

7 回 常任理事会 合同会議の運営等を協議 CO₂削減の現状等の報告も

七回常任理事会を開催した。同日開催予定の第百六十八回理事会・第百四十一回評議員会合同会議の運営等について報告・協議するのが主目的で、合同会議の議案の概要等が説明された。部会委員会の活動状況については常任理事会での報告を省き、合同会議で行うことが説明された。常任理事会の中で吉田会長

は、原発事故以降、各地の原発が停止、石炭による火力発電の必要性が高まる中で、全私学連合に課されているCO₂削減の目標達成が難しくなっている。学校では環境教育を実践しており、私立学校についてはCO₂削減の目標設定の対象から除外してほしいと政府に要望している。東京都に

については目標設定の対象外とされ、大学法人の設置する高校についても除外を要望していることなどを報告した。このほか与党に復帰した自由民主党については、今夏の参議院議員選挙以降の教育政策の動向を注視していること、野党となった民主党については、民主党権下で私学助成が維持できたことから、私学をしっかりと応援してくれる議員については野党でもしっかりフォローしていく考えを明らかにした。

平成25年度都道府県別私立高等学校等経常費助成(生徒等1人当たり単価)一覧 (単位:円、%)

Table with columns for District (区分), High School (高等学校), and Junior High School (中学校). Rows list 47 prefectures and national averages, showing 2025 single-unit price, percentage change from previous year, and percentage change in financial measures.

本連合会は、各都道府県の()の私立学校主管課に照会して平成二十五年度当初予算における私立高等学校等経常費助成状況(生徒等1人当たり単価)をまとめた。各都道府県成単価が出揃った。それによ

上回ったものの、国の財源措置()の私立学校(全日制・定時制)の経常費助成単価の全国平均は、三十二万八千六百六十四円だった。中等教育学校後期課程の補助単価(全国平均)は、前年度比〇・七六%減の三十三万

私立高 定時制、前年度比微増の33万円弱

25年度 都道府県別私立高校等経常費助成単価 まで

置額三十一万三千二百二十九円を下回った自治体が九府県に上った。補助単価が最も高かったのは鳥取県で四十六万三千七十七円、最も低かったのは埼玉県で二十七万七千七百六十四円だった。私立中学校の経常費助成単価の全国平均は前年度比〇・二六%増え二十九万六千二百三十三円となったが、国の財源措置三十五万五千八百五十六円を一万円近く下回る状況で、財源措置額を上回るのは八都府のみ。中等教育学校前期課程の助成単価の全国平均は三千五百二十六円。前年度に比べ一・六三%伸びたものの、国の財源措置をなお六千円近く下回る状況。

注①平成25年度単価は当初予算単価(国庫補助金の一般補助対応額)。いずれも予算積算上の単価で、都道府県私立学校主管課に照会したものである。財源措置額には、私立高等学校生徒授業料軽減費分(25年度単価11,100円)を算入せず。②東京都・長野県・滋賀県・徳島県(全学校種)、広島県(幼・小・中・高(全日制・定時制))、山口県(中・高)の単価には「特別補助」分が含まれる。

日本私立学校連合会
高等専門学校連合会
平成25年度事業計画

日本私立中学高等学校連合会は三月十一日の理事会・評議員会合同会議で平成二十五年度事業計画を決定した。前年度までの事業を踏襲しつつ、高校等就学支援金改革、教育改革、消費税率引き上げなど当面する課題にも積極的に取り組んでいく方針だ。

私立学校を取り巻く情勢が激変する中で、私立中学校、高等学校および中等教育学校教育の振興を図るため、加盟団体および関係諸団体との緊密な連絡提携のもとに、会則に定める「目的および事業」に基づき、次の主要事業を行う。

I. 私立学校教育の振興充実に関する事業

1. 私立学校関係国庫補助金に関する対策

①私学助成をめぐる状況に
対応し、現行の国庫補助制度の堅持、拡充を図る。
②私立高等学校等経常費助成費等補助金は、構成要素である一般補助、特別補助等それぞれ
の充実を通じて総額・内容の拡充を図る。
③耐震化工事、激甚災害、老朽校舎の改造、改築等に対する補助金について公立学校

と同等の水準の確保を図る。
④学校の施設・設備等の教育環境の改善充実に対する補助金の充実を図る。
⑤私立定時制高等学校生徒の修学環境の充実に対する補助金の充実を図る。
⑥都道府県による私立高等

国庫補助制度の堅持・拡充
耐震補助で公立と同等の水準

助金の充実を図る。

⑥日本私立学校振興・共済

事業団の出資金および財政投

融資資金ならびに長期給付に

対する補助金の維持、充実に

振興に必要な補助金の確保を

図る。

⑦高等学校等就学支援金制

度の改善充実を図り、私立高

等学校学納金の大幅な負担軽

減に向けて公立高等学校と実

質的に同等の取扱いを目指

学校授業料等軽減事業に対す
る国の財政支援措置の拡充を

図る。
⑩その他、私立学校教育の

振興に必要な補助金の確保を

図る。

2. 私学助成に係る地方交

付税による財源措置に関する

対策
①私立高等学校等経常費助

成に対する都道府県による

補助財源の増額を

図る。

3. 都道府県の私学助成に
関する対策
①都道府県私学助成状況調

務局長会議等の拡充を通じ
て、懸案事項や情報の共有化

を図り、地方における私学振

興運動を積極的に支援する。

4. 私立学校関係税制に関

する対策
①寄附税制など学校法人に

対する税制上の優遇措置の維

持、拡大を図る。
②教育費減税など私立学校

生徒等の保護者に対する税制

の改善を図る。

5. 私学助成財源、学校教

育における公費支出のあり方
等に関する調査研究および対

②日本私立学校振興・共済
事業団に対する補助財源の確
保とその増額を図る。
③私立学校教職員退職金社
(財) 団に対する補助財源の
確保とその増額を図る。
④私立学校教職員退職金社
による補助財源の確保を支援す
(財) 団に対する都道府県に
③消費税率の引き上げに伴
う負担軽減措置の創設を検討
する。
④その他、私立学校関係の
税制のあり方について中・長
期的な検討を行う。

⑤私立学校振興会に対する
都道府県による補助財源の確
保を支援する。
⑥その他、都道府県による
私立学校の振興に必要な補助
財源の確保を支援する。
⑦都道府県私学協会長・事

務局長会議等の拡充を通じ
て、懸案事項や情報の共有化
を図り、地方における私学振
興運動を積極的に支援する。
①私立学校が直面する基本
的かつ重要な問題についてテ
ーマ別に検討し、その結果を
加盟団体および所属各学校に
提供する。
②教育における国と地方の
役割分担のあり方、現行の「国
庫補助金制度」「地方交付税
制度」等を検証し、今後の私
学助成財源のあり方について
必要に応じ調査研究を行い対
策を講ずる。
③都道府県間、公私立学校
間、私立学校間での公費支出
の格差是正方策について調査
研究を行う。

II. 中学校、高等学校、中
等教育学校教育に関する調査
研究事業
1. 加盟団体および所属各

学校に関する基礎資料の収集および報告書の作成

①私立中学高等学校実態調査を実施しその報告書を作成する。

②全国私立中学高等学校名簿を作成する。

③調査研究資料の収集を行う。

④その他、必要に応じて調査を行う。

2. 私立学校に関する法令、制度等に関する調査研究および対策

①私立学校法、私立学校振興助成法等私立学校に関する法令、条例、制度等の検討を行い、関連する各種法令、制度等の見直しに対し必要に応じて対策を講ずる。

②私立学校の教育課程に関する調査研究を行う。

③私立学校に係る「教育再生」「教育改革」「規制改革」等諸改革に対して検討し必要に応じて意見表明等の対策を講ずる。

④その他、私立学校の教育および運営に関する当面する諸問題について検討を行う。

3. 生徒収容に関する調査研究および対策

①都道府県における生徒収容と公立中等学校協議会の実態に関する調査を実施しその報告書を作成する。

②生徒収容に関する当面する課題について必要に応じて調査研究を行いその報告書を作成する。

③生徒収容に関する全国会議を開催し情報交換を行う。

④国公立中高一貫教育校の設置拡大について検討を行う。

⑤私立中高一貫教育に関する調査研究を行う。

⑥私立中高一貫教育について実態を把握し、教育課程のあり方等について検討を行う。

⑦私立中高一貫教育について文化交流事業への参加のあり方について検討する。

⑧グローバル人材育成推進の観点から、私立中高教育の充実に関する情報、資料の収集と整備を行う。

⑨帰国生徒教育の実態を把握するための検討を行う。

⑩その他、緊急に対応すべき事項に関する調査研究および対策

Ⅲ. 広報事業

①機関紙「私学時報」を原則年6回発行する。

②ホームページの刷新充実を行う。

③マスコミへの情報発信のあり方や対応策を含めた広報活動全般を精査し、情報交換を円滑化する。

Ⅳ. 国際交流に関する調査研究および対策

①国公立を含めた義務教育に対する公費支出のあり方について検討を行う。

②日本教育連盟との連携とその主催事業である日韓教育文化交流事業への参加のあり方について検討する。

③国際交流に関する調査研究を行う。

④加盟団体に所属する各校の優秀卒業生に対し会長名による表彰状の贈呈を行う。

⑤本連合会が団体契約してある私立学校賠償責任保険、学校法人傷害保険、私立学校法定外労災保険等の各種保険事業を行う。

⑥私学ホフンティア基金の学振興会連合会、全私学連

⑦私立中高一貫教育のあり方等について検討を行う。

⑧私立中高一貫教育について文化交流事業への参加のあり方について検討する。

⑨グローバル人材育成推進の観点から、私立中高教育の充実に関する情報、資料の収集と整備を行う。

⑩帰国生徒教育の実態を把握するための検討を行う。

⑪その他、緊急に対応すべき事項に関する調査研究および対策

Ⅴ. 一般財団法人日本私学教育研究所の運営

①理事長会 原則として年2回開催(5月・3月)

②評議員会 原則として年2回開催(5月・3月)

③常任理事会 原則として年間計画に基づいて開催

Ⅵ. 関係諸団体との連絡提

①全国私立学校審議会連合会

②全国私学退職金団体連合会

③全国私立工業高等学校長会

④全国私立看護高等学校協会

⑤全国私立高等学校定時制会

⑥都道府県私学協会会長会議

⑦都道府県私学協会事務局長会議

⑧その他の会議

⑨その他、必要に応じて開催

⑩その他、必要に応じて開催

⑪その他、必要に応じて開催

⑫その他、必要に応じて開催

⑬その他、必要に応じて開催

⑭その他、必要に応じて開催

⑮その他、必要に応じて開催

Ⅶ. 会議の開催

①理事長会 原則として年2回開催(5月・3月)

②評議員会 原則として年2回開催(5月・3月)

③常任理事会 原則として年間計画に基づいて開催

④監事会 年2回開催

⑤正副会長会 常設 必要に応じて開催

⑥運営役員会 常設 必要に応じて開催

⑦部会・部会委員会 常設 必要に応じて開催

⑧特別委員会 必要に応じて開催

⑨理事・監事・評議員・事務局長会議 必要に応じて開催

⑩都道府県私学協会会長会議 必要に応じて開催

⑪都道府県私学協会事務局長会議 必要に応じて開催

⑫その他の会議 必要に応じて開催

⑬その他、必要に応じて開催

⑭その他、必要に応じて開催

⑮その他、必要に応じて開催

必要に応じ教育再生等に意見表明

ホームページの刷新充実を実施

学校に関する基礎資料の収集および報告書の作成
①私立中学高等学校実態調査を実施しその報告書を作成する。
②全国私立中学高等学校名簿を作成する。
③調査研究資料の収集を行う。
④その他、必要に応じて調査を行う。
2. 私立学校に関する法令、制度等に関する調査研究および対策
①私立学校法、私立学校振興助成法等私立学校に関する法令、条例、制度等の検討を行い、関連する各種法令、制度等の見直しに対し必要に応じて対策を講ずる。
②私立学校の教育課程に関する調査研究を行う。
③私立学校に係る「教育再生」「教育改革」「規制改革」等諸改革に対して検討し必要に応じて意見表明等の対策を講ずる。
④その他、私立学校の教育および運営に関する当面する諸問題について検討を行う。
3. 生徒収容に関する調査研究および対策
①都道府県における生徒収容と公立中等学校協議会の実態に関する調査を実施しその報告書を作成する。
②生徒収容に関する当面する課題について必要に応じて調査研究を行いその報告書を作成する。
③生徒収容に関する全国会議を開催し情報交換を行う。
④国公立中高一貫教育校の設置拡大について検討を行う。
⑤私立中高一貫教育に関する調査研究を行う。
⑥私立中高一貫教育について実態を把握し、教育課程のあり方等について検討を行う。
⑦私立中高一貫教育について文化交流事業への参加のあり方について検討する。
⑧グローバル人材育成推進の観点から、私立中高教育の充実に関する情報、資料の収集と整備を行う。
⑨帰国生徒教育の実態を把握するための検討を行う。
⑩その他、緊急に対応すべき事項に関する調査研究および対策
Ⅲ. 広報事業
①機関紙「私学時報」を原則年6回発行する。
②ホームページの刷新充実を行う。
③マスコミへの情報発信のあり方や対応策を含めた広報活動全般を精査し、情報交換を円滑化する。
Ⅳ. 国際交流に関する調査研究および対策
①国公立を含めた義務教育に対する公費支出のあり方について検討を行う。
②日本教育連盟との連携とその主催事業である日韓教育文化交流事業への参加のあり方について検討する。
③国際交流に関する調査研究を行う。
④加盟団体に所属する各校の優秀卒業生に対し会長名による表彰状の贈呈を行う。
⑤本連合会が団体契約してある私立学校賠償責任保険、学校法人傷害保険、私立学校法定外労災保険等の各種保険事業を行う。
⑥私学ホフンティア基金の学振興会連合会、全私学連
⑦私立中高一貫教育のあり方等について検討を行う。
⑧私立中高一貫教育について文化交流事業への参加のあり方について検討する。
⑨グローバル人材育成推進の観点から、私立中高教育の充実に関する情報、資料の収集と整備を行う。
⑩帰国生徒教育の実態を把握するための検討を行う。
⑪その他、緊急に対応すべき事項に関する調査研究および対策
Ⅴ. 一般財団法人日本私学教育研究所の運営
①理事長会 原則として年2回開催(5月・3月)
②評議員会 原則として年2回開催(5月・3月)
③常任理事会 原則として年間計画に基づいて開催
Ⅵ. 関係諸団体との連絡提
①全国私立学校審議会連合会
②全国私学退職金団体連合会
③全国私立工業高等学校長会
④全国私立看護高等学校協会
⑤全国私立高等学校定時制会
⑥都道府県私学協会会長会議
⑦都道府県私学協会事務局長会議
⑧その他の会議
⑨その他、必要に応じて開催
⑩その他、必要に応じて開催
⑪その他、必要に応じて開催
⑫その他、必要に応じて開催
⑬その他、必要に応じて開催
⑭その他、必要に応じて開催
⑮その他、必要に応じて開催

校化学法教育実績について厳格な評価を 立学株の全審連が文科省に要望 提出

全国私立学校審議会連合会（近藤彰郎会長）は、三月二十一日、文部科学省に「株式会社立学株の学校法人立化に関する要望」別掲を提出した。いわゆる株式会社立学株の設置は、構造改革特区に限り認められた特例措置だが、文部科学省の実態把握でさまざまな問題が判明、結局、政府内で「全国展開は適切ではない」との結論に達した。以下、その結論に達した理由、本校の学校設置認可に

加え、「設置者変更」による簡便な学校法人立化の方途も示されたことから、全審連では要望の中で、「簡便な方法で学校法人立に移行すれば、単に設置者が変わるのみで、不適切な教育が継続されていくおそれ大きい。学校法人制度の信頼性を揺るがすことにもつながりかねない」と指摘。

学校法人立への移行に際しては、教育活動実績に対する評価が厳格に行われ、これまでの不適切な教育の在り方を是正した上で、新たに学校の設置認可を受けるよう求めた。

また、文科省には、各都道府県で適正・厳格な認可手続きの実施状況の実態把握、適宜、各都道府県や認定地方公

共同体への助言、学校法人移行に関する手引きの作成等を要請した。

さらに、全審連が十年以上にわたり改善を要望している、広域通信制高校に関しては、さまざま懸案事項について早急に具体的解決策を示すよう強く要望している。

株式会社立学株の学校法人立化に関する要望

1. 株式会社立学株は、その殆どが広域通信制高等学校であり、実態として、特区域外の民間教育施設、所謂サポート校と一体となって教育活動が行われているケースや、マークシート等の安易な手段による添削指導の実施など、不適切な教育活動の事例が多くみられる。

また、株式会社立学株を設置認可している認定地方公共団体においては、事実上明確な設置基準がなく、教育にかかる評価の実施とその結果の公表も徹底されていないなど、事実上各学校に対する指導・監督も十分に行われていない。

2. 文部科学省では、かかる株式会社立通信制高等学校の不適切な教育のあり方等にかんがみ、高等学校以下の株式会社立学株が学校法人立に移行するに際しては、株式会社立学株設置の趣旨やこれまでの教育活動実績に対する評価を踏まえることなどに留意するものとし、「学校設置認可又は「設置者変更」認可によるかは、認可権者が法令上の手続きを経て判断して差し支えないことについて、各都道府県等関係方面に通知を出されたところである。

3. これまで曖昧な監督・指導体制のもとで設置・運営されてきた株式会社立学株が、「設置者変更」による簡便な方法で学校法人立に移行すれば、単に設置者が変わるのみで、不適切な教育が継続されていくおそれ大きい。さらには、既存の学校法人立の広域通信制高等学校が有する問題点とも相まって、高等学校通信制教育の制度と実態の乖離は拡大し、学校教育の質の低下・形骸化はもとより、学校法人制度の信頼性を揺るがすことにもつながりかねない。

学校法人という極めて公益性の高い法人に移行する以上、公教育機関として教育の質と信頼性が担保・維持されなくてはならない。

そのためにも、株式会社立学株の学校法人立への移行に際しては、教育活動実績に対する評価が厳格に行われ、これまでの不適切な教育の在り方を是正した上で、新たに学校の設置認可を受けるべきである。

4. ついては、文部科学省としては、株式会社立学株の学校法人立への移行に際し、各都道府県において適正かつ厳格な認可手続きが実施されているかについて、実態を十分に把握され、不適切な事例に関しては、適宜各都道府県や各認定地方公共団体に対して、改善に向けて助言される等のご配慮をいただきたい。

併せて、一連の通知を踏まえ、株式会社立学株が学校法人立への移行を希望する場合の手続き等に関する手引き（FAQ）を作成されるとともに、相談窓口においては、各都道府県・各認定地方公共団体・各学校に対し、適切な教育活動が実施されるよう助言又は要請をされたい。

5. 一方で、全国私立学校審議会連合会では、文部科学省に対し、過去11回に亘り広域通信制高等学校の問題にかかわる実態把握と改善方について要望活動を実施してきた。

これを受け、文部科学省では、広域通信制高等学校については、サポート校も含む実態を把握し、問題点を整理した上で具体的解決策を示すこととされ、既に一昨年より「通信教育検討PT」を設置され

残念ながら、現在までのところ、同PTでは実態把握も具体的対応策の検討も進捗していないと仄聞する中で、株式会社立学株の場合と同様に、依然として学校教育をサポート校が肩代わりし、安易な方法で高等学校卒業資格を取得させる等の実態が後を絶たない。

文部科学省においては、わが国の学校教育制度の設計者が最終責任者として、このPTを形式的に終わらせることなく、広域通信制高等学校にかかる様々な懸案事項について、早急に具体的解決策を示されることを改めて強く要望する。

春の私立中学高校関係者5人受章

叙勲

政府は四月二十九日付で、平成二十五年度春の叙勲および褒章を発令した。私立中学・高校関係の受章者は次の各氏。

- 旭日中経章▽溝口虎彦
- 学校法人西日本短期大学
- 西日本短期大学附属高校
- 旭日小経章▽片桐武司
- 学校法人岐阜済美学院(済美高校)
- 理事長久保武司
- 旭日双光章▽室紀男
- 元近畿大学附属和歌山中学校長

教育再生指して政府と党で「提言」

政府の教育再生実行会議は四月十五日、現行の教育委員会制度の改革案を示した「第二次提言」をまとめ、安倍晋三総理に提出した。首長が任命・罷免を行う教育長を地方教育行政の責任者とする改革を提言した。現行の教育委員会制度には、「教育委員会」、その代表者の「教育委員長」、事務の統括者の「教育長」が存在し、責任の所在が不明確で、審議等の形骸化しており、首長が教育行政に責任を果たせるような体制を構築する必要性も指摘されている。こうした観点を踏まえ、回会議で

は教育長が地方公共団体の責任者として教育事務を行うこと、首長による教育長の任免・罷免では議会の同意を必要とし、議会が教育長の資質・能力をチェックすること、政

治的中立性等を確保するため、特に教育長が教育の基本方針や教育内容に関する事項の決定には、教育委員会で審議する制度上の措置を講じることなどを提言している。

中央教育 審議会 高校の多様化と質保証審議

今年二月に第七期中央教育審議会が発足して以降、総会、教育振興基本計画部会、生涯学習分科会、スポーツ・青少年分科会、初等中等教育分科会、高校教育部会、高大接続特別部会等が相次いで開かれていく。このうち四月二十五日の総会では、第二期(平成二十五・二十六年度)の教育振興基本計画に関する答申が取りまとめられ、中教審の三村明夫会長から下村博文文部科学大臣に手渡された。また、この日は下村大臣から、

保護者・地域住民との関係の在り方について審議する。同省では来年の通常国会に改正関連法案を提出する考え。四月三日には、初等中等教育分科会が開かれ、引き続き

今後の高等学校教育の在り方(高等学校教育部会)で、教員養成課程の質の向上(教員養成部会)を中心に、等を検討していくことが了承された。それを受けて四月二十二日

には同分科会の第十八回高等学校教育部会が開かれた。同部会では、今後、①多様な高等学校の学びの高校教育の質保証に向けた評価の仕組みをトについて目的、内容、対象者、実施時期、活用方法など検討する。四月二十四日には第六回の高大大接続部会が開かれ、ドイツのアヒトラー試験やフランスのパカロリア試験など主要国の大学入試制度等が説明され、わが国の大学入試制度等について各委員から意見発表が行われた。

めてほしいとの諮問が行われた。具体的には、①教育委員会制度の在り方②教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担とそれとの関係の在り方③学校と教育行政、

学校法人久保学園(都城高校)理事長▽永野建・学校法人長生学園(茂原北陵高校)理事長

一方、自由民主党の教育再生実行本部は、「成長戦略に資するグローバル人材育成部会提言」をまとめ、四月八日、安倍晋三総裁(総理)に提出した。①英語教育の抜本的改革②理数教育の刷新③国家戦略としてのICT教育の実現を提案、それらの改革実現のため、当面、一兆円の集中投資が求めていく方針。英語教育では、国立大学の入学・卒業要件としてTOEFL等を義務化。高校段階でも「TOEFL」(四十五点)、「英検二級」等以上を全員が達成する。英語教師には同試験で八十点(英検準一級)程度以上等を採用条件にするよう求められている。理数教育の刷新では、先進的な理数教育を行うスーパーサイエンスハイスクールを大幅に拡充する。ICT教育に関しては、国家戦略として二〇一〇年代中に一人一台のタブレットPCを無線LAN、電子黒板の環境とともに整備する。

教育改革の動向

第2回理事会 12月2日 創立50周年記念式典開催 平成25年度事業計画案を決定

日私教研は、3月11日に第2回理事会をアルカディア市ヶ谷で開催し、平成25年度事業計画案・同収支予算等を決定した。新年度事業計画に

としては、文部科学省公募事業として平成23・24年度に続き「復興教育支援事業」、新たに「いじめ対応等生徒指導推進事業」(研修会開催)に

募予定であること、創立50周年記念事業については全理事が実行委員に就くこと、第3回理事会・第2回評議員会の開催日等、全ての議案が承認

された。

同日・同会場で開催した第1回創立50周年記念事業実行委員会では、実行委員長に實吉幹夫副理事長を選出した。記念事業実施計画案については、12月2日の記念講演・式典・祝賀会開催(アルカディア市ヶ谷)・記念誌刊行等が承認された。

法人管理事務運営部会は、8月8日、千代田区・アルカディア市ヶ谷で「学校経営改善に向けた財務中長期計画の策定」新学校法人会計基準への対応をふまえて」を研究のねらいとし、私立中学高等学校及び学校法人の管理事務職員を対象に実施する。主な内容は、工藤誠一・聖光学院

地区別：6月中旬～8月下旬、中学校12地区・小学校(東京都・西日本)。

全国：10月中旬(神戸市)・11月初旬(千葉市)。

私立学校10年経験者研修会
全国小中高校対象に全4回、東日本・西日本で実施。夏期7月下旬(千葉市)・8月上旬(京都市)、秋期11月初旬(千葉市)・10月中旬(神戸市)。

いじめ対応研修会(開催決定)
文部科学省公募事業「いじめ対応等生徒指導推進事業」に採択され、全国4ブロックでいじめ対応研修会を開催する。①6月13日・15日・千葉市、②6月27日・29日・神戸市、③11月7日・9日・札幌市、④11月28日・30日・福岡市。実施案内は各学校に送付し、ホームページに順次掲載する。

研修会・講習会 参加要項中

私学経営研修会

私学経営研修会は、6月6日・7日の両日、広島県広島市のANAクラウンプラザホテル広島で開催される。「変革の時代を拓く私立学校」社会と教育の潮流を読み、私学の進路を探る」を研究のねらいとし、私立中学高等学校の管理教職員を対象に参加者を募集している(180名)。

代表取締役社長による「広島発全国へ」経営指標の変遷」と題した基調講演、吉田晋・中高連会長の「政権交代後の教育政策と私学情勢」と題した講演、中高連、広島県私学協会及び日私教研からの報告、研究のねらいに沿ったパネル・ディスカッション(パネリストは山本千曲・株式会社山豊代表取締役、田原俊典・修道中学高等学校校長、鈴木康之・水戸女子高等学校理事長・校長、コーディネーターは野原明・教育ジャーナリスト)及び教育懇談会を実施する。2日目は、初日の各プログラムを受けての意見交換会(グループ討議・全体会)及び学校等視察(広陵高等学校・修道中学高等学校のコース、海上自衛隊第一術科学校・修道中学高等学校のコース)を実施する。

私立学校専門研修会

教育政策課題毎に部会を設置し実施する「私立学校専門研修会」の内、「教育課程部会」及び「法人管理事務運営部会」の内容が決定、参加者を募集している(150名及び50名)。

教育課程部会は、6月28日、千代田区・主婦会館プラザエフで、「新学習指導要領

とこれからの学習指導「グローバル化の観点から教育内容を考える」を研究のねらいとし、私立中学高等学校の管理教員を始め教育課程編成等担当者を対象に実施する。主な内容は、中川武夫・日私教研所長による報告「私立中学高等学校教育に関わる最新の状況」中高連・日私教研からの報告、小泉力一・尚美学園大学芸術学部教授による基調講演「ICTを活用した教育の現状と今後」、白梅学園清修中高一貫部による事例発表「電子情報ボードを活用したSTサイクル思考型授業とベシックラーニング」等を行う。

根野健・公認会計士による講義・実習「新学校法人会計基準の対応と財務中長期計画」等を行う。

必修12時間(夏期：東日本・千葉市、西日本・京都市、冬期：東日本・東京都、西日本・京都市)、選択18時間(夏期：東日本・千葉市、西日本・京都市、冬期：東日本・東京都、西日本・京都市)。

必修12時間(夏期：東日本・千葉市、西日本・京都市、冬期：東日本・東京都、西日本・京都市)。

日私教研だより

日私教研は、3月11日に第2回理事会をアルカディア市ヶ谷で開催し、平成25年度事業計画案・同収支予算等を決定した。新年度事業計画に

としては、文部科学省公募事業として平成23・24年度に続き「復興教育支援事業」、新たに「いじめ対応等生徒指導推進事業」(研修会開催)に

募予定であること、創立50周年記念事業については全理事が実行委員に就くこと、第3回理事会・第2回評議員会の開催日等、全ての議案が承認

された。

同日・同会場で開催した第1回創立50周年記念事業実行委員会では、実行委員長に實吉幹夫副理事長を選出した。記念事業実施計画案については、12月2日の記念講演・式典・祝賀会開催(アルカディア市ヶ谷)・記念誌刊行等が承認された。

法人管理事務運営部会は、8月8日、千代田区・アルカディア市ヶ谷で「学校経営改善に向けた財務中長期計画の策定」新学校法人会計基準への対応をふまえて」を研究のねらいとし、私立中学高等学校及び学校法人の管理事務職員を対象に実施する。主な内容は、工藤誠一・聖光学院

地区別：6月中旬～8月下旬、中学校12地区・小学校(東京都・西日本)。

全国：10月中旬(神戸市)・11月初旬(千葉市)。

私立学校10年経験者研修会
全国小中高校対象に全4回、東日本・西日本で実施。夏期7月下旬(千葉市)・8月上旬(京都市)、秋期11月初旬(千葉市)・10月中旬(神戸市)。

いじめ対応研修会(開催決定)
文部科学省公募事業「いじめ対応等生徒指導推進事業」に採択され、全国4ブロックでいじめ対応研修会を開催する。①6月13日・15日・千葉市、②6月27日・29日・神戸市、③11月7日・9日・札幌市、④11月28日・30日・福岡市。実施案内は各学校に送付し、ホームページに順次掲載する。